

通勤用車両の駐車に係る協議会報告書

厚木市における教職員の自家用車通勤は、車社会の急速な進展と市内の交通事情により80パーセントに達しており、現状では車社会への対応も進まない中、校地内に駐車しているのが実情であります。

また、教職員の出張に際し、時間を短縮し、授業時間を確保するとともに、児童・生徒指導、部活動指導、救急対応等、教育活動を円滑に実施するため、教職員の自家用車が学校運営に使用されているのも事実であります。

このようなことから、教育委員会でも、会議開始時間の調整、学校事務文書運搬業務の委託やタクシー代の増額など種々対応しておりますが、実態としては教職員の自家用車利用に負うところも少なくありません。

しかしながら、校地内に車を乗り入れることは、児童・生徒と接触する危険性があるとともに、公共用地使用の可否の問題があり、市民の意識が多様化する中で、校地内駐車に対して論議が始まったことを契機として、関係者自ら対応策を検討することとし、本協議会を発足させました。

本協議会は、平成12年11月27日の第1回協議会から平成14年1月28日まで13回の協議を重ねました。

協議会においては、現状の認識と課題の整理のため議論を重ね、車社会における現状改善の方策として「理想とする姿」を描くとともに、「現実的な対応」を次のとおり導き出しました。

1 理想とする姿

児童・生徒の安全を確保し、より良い教育を推進する場として、学校敷地はすべての車が乗り入れない空間とする。

このために、次の事項の実現を目指す必要がある。

- ① 校地に隣接する土地を確保し、駐車場の整備をする。
- ② 各学校に公用車を配置して、その利用についての条件整備をする。
- ③ 教育活動に必要な場合には、タクシーを利用する。